

参 考 資 料

参考資料 1 執行機関の附属機関に関する条例

参考資料 2 埼玉県国民健康保険運営協議会規則

参考資料 3 埼玉県国民健康保険運営協議会規程

参考資料 4 傍聴要領

参考資料1

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第一条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表に次のように加える。

埼玉県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の定めるところにより、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。
----------------	---

第二条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県国民健康保険運営協議会の項を削り、別表第二に次のように加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会	埼玉県国民健康保険運営協議会
---	----------------

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。

埼玉県国民健康保険運営協議会規則

平成二十八年十月十八日

規則第七十三号

埼玉県国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

埼玉県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

2 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、第二条第一項第三号に掲げる委員のうちから、委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会議の公開)

第六条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、保健医療部国保医療課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

埼玉県国民健康保険運営協議会規程

(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という）の審議事項等について定めるものである。

(審議事項等)

第二条 協議会は、改正後国民健康保険法第11条に規定された審議事項の他、次の各号に掲げる事項の審議又は報告を受けるものとする。

- 一 国民健康保険事業費納付金の算定に関する事
- 二 標準保険税率の算定に関する事
- 三 国民健康保険運営方針の進捗及び見直しに関する事
- 四 国民健康保険の医療費適正化対策に関する事
- 五 国民健康保険の収納対策に関する事
- 六 その他知事が認めるもの

(会議の招集)

第三条 埼玉県国民健康保険運営協議会規則（以下「規則」という）第四条による会長選挙前における、規則第五条に規定する会議の招集については、保健医療部長が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年12月9日から施行する。

【参考】改正後国民健康保険法（平成30年4月1日施行）

(国民健康保険事業の運営に関する事項)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成、その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

傍 聴 要 領

埼玉県国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催 30 分前から予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を希望する場合は事前に申し出ること。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。